

## 2026年度 資格課程ガイダンスについて（編入学，学士入学，転科・転専攻，再入学をした学生対象）

本学には、資格を取得するための課程として、教職課程、学芸員養成課程、社会教育主事課程・司書課程及び司書教諭課程の5つの課程が設置されています。これらの課程の履修希望者は、期日までに「**資格課程ガイダンス**」動画を視聴し、**履修を希望する課程の履修料を納入しなければなりません**。右のQRコードからアクセスして詳細を確認してください。



### ◆「教育実習」登録ガイダンス

2027年度に教育実習（現場実習）の実施を希望する方は、教育実習登録ガイダンス動画の視聴が必須です。この動画を視聴しないと教職課程を履修していても教育実習を行う事はできません。上のQRコードからアクセスして詳細を確認してください。

### ◆ 履修の注意事項

以前在籍していた大学等で修得した単位を、本学の各課程修了要件科目として使用することを希望する場合は、下記の書類を持参の上、**履修登録前に**資格課程事務室へ必ず申し出てください。

#### 【教職課程】

以前に修得した科目が免許状取得のための単位として使用できるか否かは、教育職員免許法等に従い資格課程事務室で判断します。編入学等をした学部において**卒業単位として「認定」された科目であっても、各課程修了のための要件科目として使えるわけではありませんので注意してください。**

以下のケース別に必要書類を提出し、指示を受けてください。

#### (1) 本学出身者の場合

以前在籍した学部の成績等が必要となります。次の書類を資格課程事務室に提出し、指示を受けてください。

- ①「成績証明書」・・・以前在籍していた学部の学部事務室において発行したもの
- ②「単位認定表」・・・編入等をした学部が作成したもの

#### (2) 他大学出身者の場合

出身大学の所属学部が教職課程の認定を受けているかどうかにより、取扱いが異なります。

次の書類を資格課程事務室に提出し、指示を受けてください。

《共通で提出する書類》

- ①「成績証明書」・・・以前在籍していた大学において発行したもの
- ②「単位認定表」・・・編入等をした学部が作成したもの

《教職課程がある場合のみ》

「学力に関する証明書」（教員免許状申請のための証明書）・・・以前在籍していた大学において発行したもの

※ 編入等をした学部・学科で取得できる**免許教科ごとに**証明書が必要です。

#### 【社会教育主事課程・学芸員養成課程・司書課程・司書教諭課程】

本学以外の大学でこれらの課程に関する単位を一部修得し、その単位を使用し資格取得を希望する場合は、学歴要件を満たしている「卒業証明書」と「単位修得証明書（分割修得した場合はそれぞれの大学分が必要）」などで修了要件を証明することになります。

なお、本学で資格取得要件のすべての科目を修得したものに限り、各課程の修了証書（司書教諭を除く）を発行します。

また、本学以外の大学の単位を使用し、これらの課程の修了を希望する学生は、以前に在籍していた大学の当該課程の「単位修得証明書」を持参のうえ、**履修登録前に**資格課程事務室へ必ず申し出てください。

以上